

報告・協議1

平成28年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成27年12月22日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

(別紙)

平成 28 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

平成 27 年 12 月 22 日
義務教育指導課

1 選定審議会における重点審議事項

- (1) 小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部で使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択に関する一般的な基準の作成，選定に必要な資料の作成。
- (2) 特別支援学校の小・中学部で使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択に関する事項。

2 委員の選任に当たっての基本的な考え方

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 9 条に定める範囲から，教科書採択に関心と熱意を有する人材を確保する。
- (2) 幅広い分野から清新な人材を起用する。
- (3) 専門性を考慮して選考する。
- (4) 委員の高齢化，多数回にわたる任命は避ける。
- (5) 女性委員の登用に努める。
- (6) 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは，委員となることができない。

3 委員の構成

- (1) 1号委員 義務教育諸学校の校長及び教員
- (2) 2号委員 教育委員会関係者
- (3) 3号委員 教育に関し学識経験を有する者

委員の区分		人数	内 訳	
1号委員	校長 及び 教員	7名	公立小学校	2名
			公立中学校	2名
			国立小・中学校	0名
			私立小・中学校	0名
			特別支援学校	3名
2号委員	教育委員会 関係者	7名	市町教育委員会	5名
			県教育委員会	2名
3号委員	学識経験者	6名	大学関係者	1名
			高等学校関係者	1名
			P T A 関係者	1名
			社会教育関係者	1名
			青少年育成団体	1名
			経済界・産業界	1名

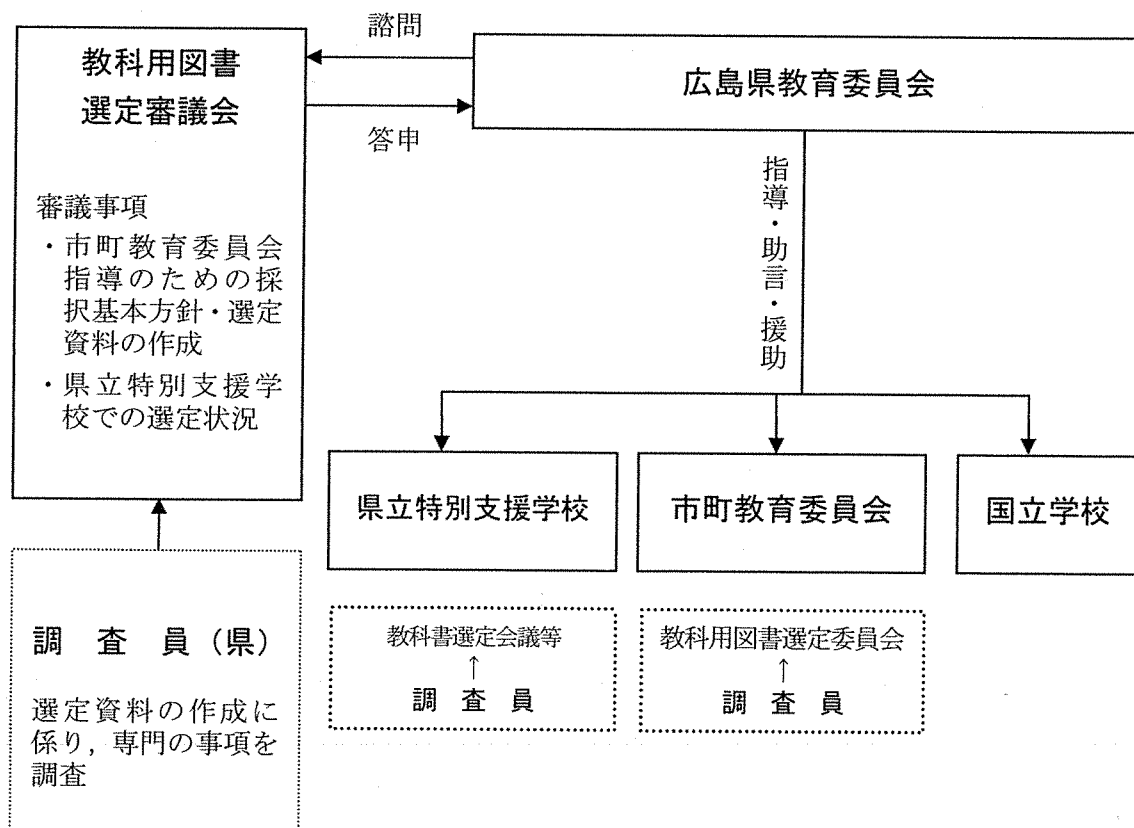
小・中学校の教科用図書の検定・採択の周期

◎：検定 △：採択 ○：使用開始

学校種別等区分		年度											
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
小学校	検定	◎		◎				◎			(注)4	◎	
	採択		△		△				△				△
	使用開始			○		○				○			
中学校	検定		◎		◎				◎			(注)4	◎
	採択			△		△				△			
	使用開始				○		○				○		

- (注) 1 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。
 2 中学校には中等教育学校の前期課程を含む。
 3 小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書のうちの学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については毎年行う。
 4 「特別の教科 道徳」の教科書検定は、小学校は平成28年度、中学校は平成29年度に実施

義務教育諸学校用教科用図書の基本的な採択の仕組み（平成28年度）



広島県教科用図書選定審議会の重点審議事項及び委員の構成

				平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
重点審議事項	採択基準の作成 及び調査研究	検定教科書	小学校		○		○				○			
			中学校			○		○				○		
			特別支援学校 小学部		○		○					○		
			特別支援学校 中学部			○		○					○	
			広島中学校			○		○					○	
		特別支援学校教育法附則第9条に規定する図書 特別支援学校教育法附則第9条に規定する図書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	採択に関する事項	検定教科書	県立特別支援学校小学部		○		○					○		
			県立特別支援学校中学部			○		○					○	
			広島中学校			○		○					○	
		県立特別支援学校小・中学部学校教育法附則 第9条に規定する図書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
委員の 構成	1号委員(7名)	公立小学校	2	3	1	3	1	2	2	3	1	2		
		国立小学校		1		1					1			
		私立小学校		1		1					1			
		公立中学校	2	1	3	1	3	2	2	1	3	2		
		国立中学校			1		1					1		
		私立中学校			1		1					1		
		特別支援学校	3	1	1	1	1	3	3	1	1	3		
	2号委員(7名)	市町教委関係者	5	6	6	6	6	5	5	6	6	5		
		県教委	2	1	1	1	1	2	2	1	1	2		
	3号委員(6名)	大学関係者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		高等学校関係者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		PTA関係者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		社会教育関係者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		青少年育成団体	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		経済界・産業界	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合 計			20	20	20	20	20	20	20	20	20	20		

※網かけは、学校法附則9条図書（一般図書）のみの採択替えを行った年度

広島県教科用図書選定審議会について

設置根拠	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第11条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第7条～第10条 広島県教科用図書選定審議会委員定数条例 広島県教科用図書選定審議会規則</p>
設置目的	<p>都道府県の教育委員会は、採択権者に指導、助言又は援助を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきく必要があるため、これを設置する。 [義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条]</p>
所掌事務	<p>都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項 2 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項 <p>[義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条]</p>
構成	<p>選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 義務教育諸学校の校長及び教員 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員 三 教育に関し学識経験を有する者 <p>2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。</p> <p>[義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条]</p>
定数	<p>20 人 [義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条] [広島県教科用図書選定審議会委員定数条例第2条]</p>
任期	<p>平成28年4月1日から平成28年8月31日まで [義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第7条]</p>

平成 28 年度教科用図書採択日程 (案)

月	県教育委員会	市町教育委員会	県立特別支援学校 (小・中学部)
H27 12月	◇教育委員会会議 (選定審議会委員の選任方針)		
H28 3月	◇教育委員会会議 (選定審議会委員の選任)		
4月	第1回選定審議会 (採択の基本方針等協議)		
	◇教育委員会会議 (採択の基本方針等決定) ⇒ 通知		
5月	〔調査員を選任し, 調査員 会で選定資料を作成〕	・市町教育委員会会議 (県の指導方針に基づき, 採 択の基本方針等決定)	・教科書選定会議等 (教科書研究の観点等決定)
6月	第2回選定審議会 (一般図書一覧新規掲載分選定資料協議)		
	選定資料送付		
		・調査員による教科書調査・ 研究	・各学校における教科書調 査・研究
8月	第3回選定審議会 (著作教科書, 学校教育法附則第9条に規定する 図書について協議)	・教科用図書選定委員会 (調査員の報告書に基づいて 選定し, 選定理由書を市町 へ提出)	・教科書選定会議等 (教科書研究に基づいて選定 し, 採択申請書及び選定理 由書を県へ提出)
	◇教育委員会会議 (著作教科書, 学校教育法附則第9条に規定す る図書の採択について経過報告し, 指揮を受け る)	・市町教育委員会会議 (教科書採択)	
	□教育長決裁 (8/31 まで)	・採択結果・需要数を報告	・需要数を報告
9月	◇教育委員会会議 (著作教科書, 学校教育法附則第9条に規 定する図書 結果報告)		
	□文科省へ採択状況, 需要数報告		

※著作教科書…文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書

※学校教育法附則9条に規定する図書…県立特別支援学校の小・中学部における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書